

令和6年度佐渡市看護師緊急確保事業補助金募集要項

【趣旨】

佐渡医療圏の医療提供体制の再構築により、中核病院である佐渡総合病院に急性期機能を集約し持続的な診療体制を確立するため、高いキャリアを持つ看護師を緊急確保するもの

【募集人数】

1名程度



【補助対象者】

新潟県厚生連佐渡総合病院の看護師として、令和6年4月から令和7年3月までの間に新たに就業を希望する（就業した）方で、次の要件を満たす方

- 1 二次救急医療での実務経験が3年以上あること。
- 2 佐渡市外に在住していること。（就業支度金申請者にあっては、佐渡市外に居住していた方が就業に伴い佐渡市内に住所を移していること。）
※新潟県厚生連系列からの転職者等は除く。
- 3 就業開始日（予定日）において55歳未満であること。
- 4 佐渡総合病院で2年以上看護師として勤務する意思があること。

【支援メニュー】

- ① 施設見学旅費補助（上限5万円。宿泊費は、5,000円/泊以内で2泊分まで）
佐渡総合病院の施設見学のための旅費（交通費・宿泊費）を補助します。この機会に佐渡の生活環境もご確認ください。
- ② 面接旅費補助（上限3万円）
佐渡総合病院で面接を受けるための旅費（交通費のみ）を補助します。
- ③ 就業支度金（初年70万円。継続して3年就業で30万円追加支給）
佐渡総合病院に新たに看護師として就業（正規雇用）した場合に総額100万円の就業支度金を支給します。

【申請方法】

●施設見学旅費補助・面接旅費補助

佐渡総合病院が取りまとめます。

交通費の金額が分かる資料（領収書等の写し）をご用意ください。

●就業支度金

次の書類を健康医療対策課又は支所・行政サービスセンターに提出してください。

- 提出書類
- ・ 看護師緊急確保事業補助金交付申請書（様式第1号）
※佐渡総合病院からの就業証明の記載が必要です。
 - ・ 宣誓書（様式第9号）
 - ・ その他必要書類

【申請期限】

令和7年3月14日（金曜日）

※申請期限前であっても申請が予算額に達すると補助を受けられない場合があります。

【その他】

佐渡市医療の人材育成及び確保事業の就業支援事業（施設見学旅費・面接旅費・就業支度金）と重複して申請することはできません。

申請様式は、市の窓口のほか、佐渡市ホームページからダウンロードすることができます。

支援内容・申請についてのお問合せは・・・



佐渡市役所 市民生活部 健康医療対策課 医療対策係
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
電話 0259-63-3115
